

- 指定金融機関制度の概要とその運用
実態について（説明案件）

指定金融機関制度の概要

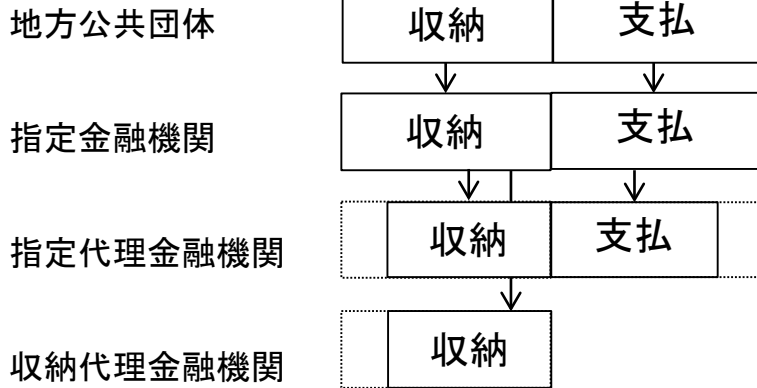
公金の収納又は支払の事務を取り扱わせるため、地方自治法第235条の規定により、都道府県においては金融機関(※1)の指定(※2)が義務付けられ(同条第1項)、市町村においては金融機関(※1)の指定(※2)が任意とされている(同条第2項)。

※1 「金融機関」とは、法令によって金融機関とされているものすべてを指す。

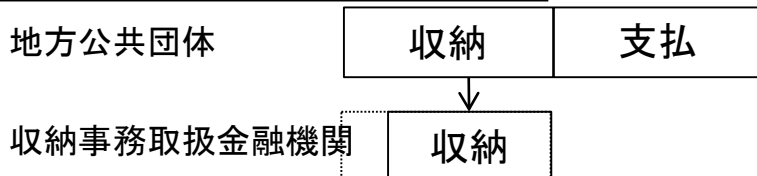
※2 「金融機関の指定」とは、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関の指定を指す。

指定金融機関等の事務の範囲

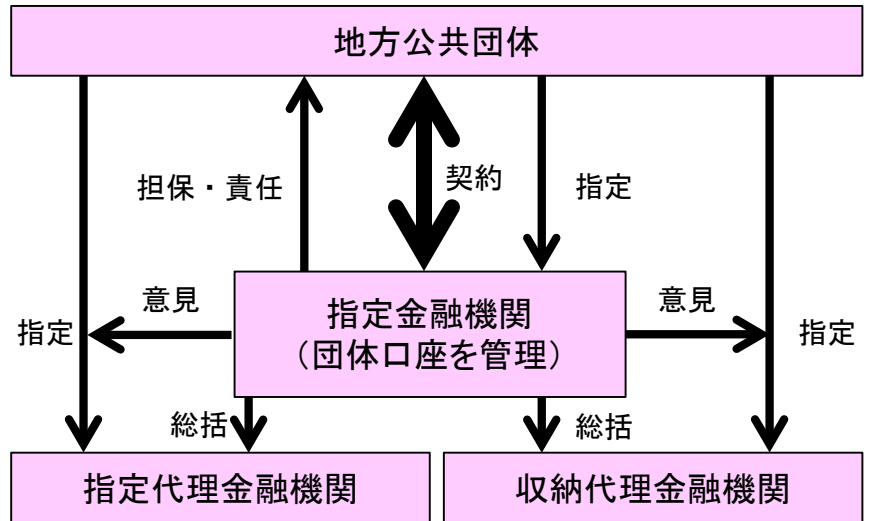
○指定金融機関を指定している場合



○指定金融機関を指定していない場合



指定金融機関等の関係図

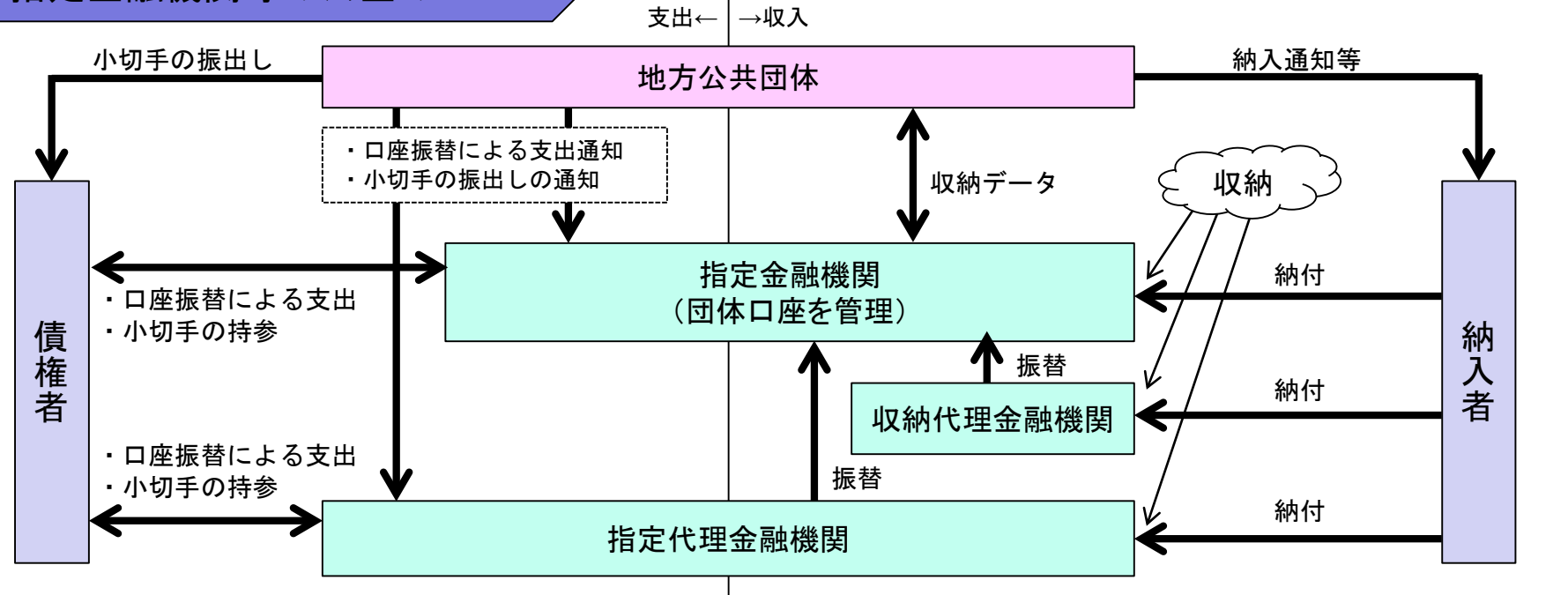


※指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関を指定したときは告示しなければならない

指定金融機関の役割

- ・ 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。(地方自治法施行令(以下「令」という。)第168条の2第1項)
- ・ 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務(指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。)につき、地方公共団体に対して責任を有する。
- ・ 指定金融機関は、地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならない。

指定金融機関等の公金のフロー



指定金融機関制度の性格

- 地方公共団体に代わって金融機関に公金の出納及び保管を行わせる制度として、金庫制度が明治33年から府県について設けられたところ。金庫制度は、当該金融機関を地方公共団体の機関として位置付けて公金の出納及び保管を行わせることとしたもの。
- その後、地方公共団体の現金の受入れの方法を金庫である金融機関の預金とすること（公金の保管に関する事務を金庫としての金融機関の役割から廃止）等、国庫について先行して導入されていた預金制度としての要素も取り入れていき、昭和38年地方自治法改正において、全面的に預金制度であることを前提として地方公共団体の収納又は支払に関する事務を地方公共団体とは別の一人である金融機関に行わせることとした指定金融機関制度が導入されたところ。
- 国庫についての預金制度とは違い、地方公共団体の現金を指定金融機関の預金として預け入れること等を定める規定は指定金融機関制度においては存在しないが、指定金融機関に地方公共団体の預金口座があることを前提として、地方公共団体の収納・支払に関する制度が構築されている。

	預金制度（指定金融機関制度）	金庫制度
根拠	地方自治法 § 235、地方自治法施行令 § 168～ § 168-3	旧地方自治法施行令 § 164～ § 171
公金の受入れ形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該金融機関の預金として受入れ ・ 公金に係る現金の所有権は当該金融機関に移転した上で、地方公共団体は公金に係る預金相当額の返還請求債権（預金債権）を有するもの ・ 他の預金等との資金とともに当該金融機関において運用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該金融機関の預金等の資金とは区分して保管 ・ 地方公共団体の支払に支障がない範囲において、保管に係る公金の一部の運用が可能、利子の支払の義務付け <p>※昭和25年地方自治法施行令改正により、預金としての受入れへ改正</p>
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の公金を預金として受け入れる一人としての位置付け ・ 法律による委任により地方公共団体が行うべき公金の収納・支払事務を取り扱わせる一人としての位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が決定した収納・支払を執行する地方公共団体の機関としての位置付け
収納方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入通知書等に基づき地方公共団体の委任を受けた一人として収納（具体的な手法） 現金、証紙、口座振替、証券、証券の取立て及びその取立てた金銭による納付の委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の収入の命令に基づき地方公共団体の機関として収納
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計管理者が振り出す小切手又は会計管理者の通知に基づき地方公共団体の委任を受けた一人として支払（具体的な手法） 小切手、現金、隔地払、口座振替、証券納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出納長等による命令に基づき地方公共団体の機関として支払

指定金融機関等が行う公金収納等事務の経費負担の見直し等について

「規制改革実施計画」 (令和3年6月18日閣議決定) (抄)

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組	a・b (略) c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。 d (略)	a・b (略) c,d:引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	a~c:総務省 d:(略)



- 「指定金融機関等[※]に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費負担に関する調査」(令和3年3月)結果を基に、地方公共団体と指定金融機関等が円滑に協議を進めることができる環境を整備する観点から、全国銀行協会・全国地方銀行協会、金融庁等と調整

※指定金融機関等：指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関

- 現時点における適正な負担関係となるような見直しを検討するよう地方公共団体に要請する通知を发出

「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について」

(令和4年3月29日付け 総務省自治行政局行政課長・総務省自治税務局企画課長連名通知)

1. 趣旨

- 地方公共団体と指定金融機関等との間の経費負担については、両者の契約等において決定すべきものであるが、社会経済活動全般のデジタル化に向けた新たな決済システムの整備・運営、金利の現況等の指定金融機関等を巡る環境は大きく変化。公金収納等事務のデジタル化によらない場合には指定金融機関等におけるコストの高止まりが懸念。
- 公金収納等事務に係る経費負担を検証し、そのデジタル化を推進していくことと併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な経費負担となるような見直しを行い、公金収納等事務の効率化・合理化を通じて、国民生活の利便性の向上と社会経済活動全般の効率化を図るよう要請。

2. 留意事項

1. 公金収納等事務の経費負担の見直しに当たって

- ・ 適正な見直しのため、例えば地方公共団体・指定金融機関のそれぞれのコスト構造を互いに「見える化」するよう努めること等により、地方公共団体は住民に対する説明責任を果たすとともに、指定金融機関は地方公共団体の求めに応じて必要な情報を提供するよう努めることが望ましいこと。（※指定金融機関側にも全国銀行協会から同様の趣旨を周知）

2. 公金収納等事務の経費負担の現況

- ・ 総務省調査「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費負担に関する調査結果」及び全国銀行協会「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」を参考とされたいこと。

3. 決済インフラの合理化・効率化に向けた取組

(1) 内国為替制度運営費の導入

- ・ 全国銀行資金決済ネットワークにおける内国為替制度運営費の導入により、給与支給等を除く公金支出に係る銀行間の手数料負担が、令和6年10月から1件62円（税別）へ変更（現行は無料）。

(2) 電子交換所の設立

- ・ 全国各地に設置されている「手形交換所」が、令和4年11月から全国で一の「電子交換所」へ移行することに伴い、納付済通知書等の接受方法の変更等が必要。

(3) 地方税統一QRコード

- ・ 地方税の納付事務を効率化する地方税統一QRコードを策定し、令和5年度から活用開始できるよう準備中。

4. 公金取扱全般のデジタル化の取組

(1) 指定納付受託者制度の活用

- ・ スマートフォンアプリ決済、クレジットカード、コンビニ納付等の各種決済サービスの利用が可能。

(2) インターネットバンキングの活用

- ・ 現行制度下においても給与・給付金等の支給、口座残高の確認、ペイジー納付等広範な公金支出で活用可能。

(参考資料)

「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費負担に関する調査結果」 (概要)

調査対象団体：都道府県・市区町村

調査時点：令和3年4月1日現在（経費の額に関するものは令和元年度決算）

◎ 地方公共団体と指定金融機関の経費負担の状況

- 指定金融機関に対し、公金収納等事務に要する経費について全額支払っていると回答した団体は、137団体(全体の7.7%)
- 経費の一部を支払っていると回答した団体は、1,460団体(全体の81.7%)
- 一切の経費を支払っていないと回答した団体は、179団体(全体の10.0%)

◎ 公金収納等事務に対する地方公共団体の支出額の状況

- 地方公共団体が指定金融機関等に対して公金収納等事務に要する経費として支出している額の合計は約230億円であり、都道府県の支出団体の平均は約9,100万円、市区町村の支出団体の平均は約1,200万円。
- 主な具体的な支出額としては以下のとおり。
 - ・ 口座振替手数料 (総金額 11,062,619千円、支出団体の平均支出額 8,046千円)
 - ・ 公金データ管理・システム保守等 (総金額 2,481,654千円、支出団体の平均支出額 4,504千円)
 - ・ 窓口事務手数料 (総金額 1,339,348千円、支出団体の平均支出額 2,106千円)

◎ 地方公共団体と指定金融機関等の経費負担についての見直し状況

- 経費負担の見直しをしたことがない団体は、431団体(全体の24.1%)
- 経費負担について一部見直しを行ったことがある団体は、1,054団体(全体の58.9%)
- 経費負担の見直しの予定がある団体は、291団体(全体の16.3%)

総行行第85号
総税企第35号
令和4年3月29日

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県税務担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市税務担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

総務省自治税務局企画課長
(公印省略)

指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費
の取扱い等について(通知)

「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」こととされています。

我が国の社会経済活動全般のデジタル化を図ることは、国民生活の利便性を向上させるとともに、行政機関や民間事業者等の効率化を目的とするものであり、地方公共団体が公金を収入する手続についても、地方公共団体の歳入に係る納入義務者が当該歳入を地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組み(以下「指定納付受託者制度」という。)を導入すること等の公金の収入に係る手続をデジタル化していく取組を推進していくことが重要です。

地方自治法第235条の規定に基づき地方公共団体が指定する金融機関である地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第6項の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに収納事務取扱金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に取り扱わせている公金の収納又は支払の事務(以下「公金収納等事務」という。)についても同様に、地方公共団体及び指定金融機関等を通じて公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化を図ってい

くことが重要であり、地方公共団体と指定金融機関等に共通して公金収納等事務に要する経費負担の軽減が図られることが期待されるものです。

もとより、地方公共団体と指定金融機関等との間の経費負担については、両者間の契約等において定められるものであり、指定金融機関等が様々な公金収納等事務その他の地方公共団体に関連する業務を行っている中において指定金融機関等の利益とコストを総合的に勘案して決定されるべきものですが、一方で、社会経済活動全般のデジタル化に向けた新たな決済システムの整備・運営、金利の現況等の指定金融機関等を巡る環境は大きく変化してきています。また、規制改革推進会議投資等ワーキンググループ（令和3年2月16日）において、指定金融機関等における公金収納等事務は書面・対面をベースとした非効率・高コストな業務が多いとも指摘されており、これらのことに留意して公金収納等事務に係る経費負担を検証し見直しをしていくことが重要です。

各地方公共団体におかれては、これらの情勢を踏まえて、下記の事項に留意の上、公金収納等事務のデジタル化を推進していくことと併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な経費負担となるような見直しを行い、公金収納等事務の効率化・合理化を通じて、国民生活の利便性の向上及び社会経済活動全般の効率化を図るようお願いします。

また、都道府県にあつては指定都市を除く市区町村にもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 公金収納等事務の経費負担の見直しに当たって

公金収納等事務に要する経費負担については、その原資は税等の住民の負担となるものであることから、その適正な見直しが行われるためには、例えば、地方公共団体及び指定金融機関等のそれぞれにおける当該公金収納等事務に要するコスト構造を互いに「見える化」するよう努めること等により、地方公共団体は住民に対する説明責任を果たすとともに、指定金融機関等は地方公共団体の求めに応じて必要な情報を提供するよう努めることが望ましいこと。

なお、このことは、指定金融機関等に対しても、一般社団法人全国銀行協会から「総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」のご送付等について」（2022年3月29日付け2022事会第29号）（別添1）により、同旨の周知が図られていること。

2. 公金収納等事務の経費負担の現況について

地方公共団体と指定金融機関等における公金収納等事務の経費負担の状況については、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の負担に関する調査等について」（令和3年3月11日付け総行行第70号 各都道府県会計管理者等あて総務省自治行政局行

政課長通知)により各地方公共団体に対して調査を依頼し、その結果を「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費負担に関する調査結果」(別添2)として取りまとめたので、公金収納等事務に要する経費負担の見直しに当たって参考とされたいこと。

また、一般社団法人全国銀行協会において、対象会員が指定金融機関及び収納代理金融機関として地方公共団体に代わって行う税・公金収納業務におけるコストのうち窓口収納の1件当たりのコスト及び手数料を調査し、「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」(2021年3月16日)(別添3)を取りまとめ公表されているので、公金収納等事務に要する経費負担の見直しに当たって参考とされたいこと。

3. 決済インフラの合理化・効率化に向けた取組について

銀行等の金融機関においては、決済インフラの合理化・効率化に向けて、以下に掲げる取組を実施しているところであり、公金収納等事務のコスト構造の把握において参考とされたいこと。

(1) 内国為替制度運営費の導入について

銀行間の為替取引において仕向銀行(送金元)が被仕向銀行(送金先)に対して支払うこととされ、個別銀行間の協議により定めた手数料である銀行間手数料は、「成長戦略実行計画」(令和2年7月17日閣議決定)等を踏まえ、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行することとされ、これにより、地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出(給与・賞与の支給に係るものは除く。)についても、これまで無料であった仕向銀行における手数料負担が令和6年10月から1件62円(税別)へ変更となること。

(2) 電子交換所の設立について

手形交換所は、手形法(昭和7年法律第20号)第83条及び小切手法(昭和8年法律第57号)第69条の規定による法務大臣の指定等に基づき、それぞれの所管区域における金融機関間の手形及び小切手の交換等の業務を行っているところであるが、令和4年11月4日以降は、手形及び小切手の交換等については、全国を所管区域として同協会が手形法第83条等の規定により法務大臣が指定する手形交換所として設置し運営する電子交換所において、手形及び小切手のイメージデータの送信及び受信をすることにより、全国の金融機関間の手形及び小切手に関する決済が行われることとされているところであること。

これまでの間、指定金融機関等の相互間における手形等による公金に関する決済、納付済通知書その他の公金関係書類(以下「納付済通知書等」という。)の接受が既存の手形交換所において行われていた地方公共団体にあつては、既存の手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴い、これらの接受が廃止され、関係指定金融機関等の相互間における納付済通知書等の郵送等の搬送による方法への変更等が必要となること。

(3) 地方税統一QRコードについて

「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、「総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令

和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。」こととされていること。

これを踏まえ、総務省においては、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」（事務局：総務省及び全国銀行協会）を開催し、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会取りまとめ」（令和3年6月）により、地方税用QRコードの統一規格を策定するとともに、その後も「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」（事務局：総務省及び全国銀行協会）を開催し、令和5年度から地方税統一QRコードの活用を開始できるよう、関係者による具体の検討が進捗しているところであること。

4. 公金取扱全般のデジタル化の取組について

(1) 指定納付受託者制度の活用について

社会経済活動全般のデジタル化を図りつつ、住民の利便性の向上を図るためには、地方公共団体の公金の収納において、スマートフォンアプリ決済、クレジットカード、いわゆるコンビニ納付等の各種決済サービスを幅広く活用することができる指定納付受託者制度の導入が有効であり、公金収納等事務の縮減や効率化にも資するものと考えられることから、指定納付受託者制度の導入について積極的に検討されたいこと。

(2) インターネットバンキングの活用について

いわゆるインターネットバンキングによる口座振替は、地方自治法第232条の5第2項に規定する口座振替に該当するものであり、書面等の媒体によることなく、インターネットを経由して会計管理者から指定金融機関等に対して地方自治法施行令第168条の3第2項に基づく通知をする手法であると考えられることから、現行制度においてもこれを活用することができるものであること。

インターネットバンキングを活用することにより、主に給与・給付金等の支給や、口座残高の確認、地方公共団体がその職員について源泉徴収する所得税等の国税や財政融資資金元利金等の国へのペイジー納付等の広範にわたる公金支出について、非対面かつ効率的に行うことが可能となるものであるので、活用されたいこと。

また、その一環として、地方公共団体がその職員について源泉徴収する所得税及び個人住民税（特別徴収分）について、e-Tax及びeLTAXを利用した納付にも積極的に取り組まれたいこと。

2022 事会第 29 号

2022 年 3 月 29 日

正 会 員
担 当 者 殿

一般社団法人全国銀行協会
事務・決済システム部

総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する
経費の取扱い等について（通知）」のご送付等について

今般、総務省自治行政局行政課および自治税務局企画課から各都道府県に対して、指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い¹について別添のとおり通知を行ったとして当協会に連絡がございましたのでご送付申しあげます。

別添においては、公金収納等事務のデジタル化を推進していくことと併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な経費負担となるような見直しを行い²、公金収納等事務の効率化・合理化を通じて、国民生活の利便性の向上および社会経済活動全般の効率化を図るよう地方公共団体に対して依頼がなされております。

本件を巡っては、昨年度（2020 年度）、政府の規制改革推進会議下部の「投資等ワーキング・グループ」において、現行の窓口収納における手数料水準が非常に低廉であることが、地方税・公金の収納業務が効率化・電子化できない阻害要因となっているという指摘もあったところ、当協会としては、全国の地方公共団体における地方税収納等の効率化・電子化を促す環境を整えるという

¹ 総務省自治行政局行政課が本件に係る調査等を実施している旨は、令和 3 年 3 月 18 日付事会第 26 号により連絡したとおり。

² 別添中、見直しに当たっては、総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費負担に関する調査結果」（別添の別添 2）および全銀協「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」（別添の別添 3）を参考とされたい旨、あわせて言及がある。

観点から、経費負担の見直しの必要性について要望を行ってきたものです。

この点、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）においても総務省は、「地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」こととされているほか、「（前略）関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する」とされ、地方税収納等の効率化・電子化に向けた検討が進捗しているところです³。

つきましては、会員銀行におかれては、以上の経緯および別添の趣旨にも留意のうえ、例えば、地方公共団体および指定金融機関等のそれぞれにおける当該公金収納等事務に要するコスト構造を互いに「見える化」するよう努めること等により、各行の判断の下、経費負担の適正な見直しに向けた各地方公共団体との交渉を進めていただくようお願いいたします。また、令和5年度課税分から納付書に付される地方税におけるQRコードへの対応に向けては、今後も、検討に必要と考えられる事項は随時情報提供させていただきますため、引き続き準備をお進めくださいますようお願い申し上げます。

なお、具体的な手数料の金額等について、会員銀行間で情報共有すること等は、独占禁止法に抵触するおそれがありますのでくれぐれもご留意ください。

以 上

【本件照会先】

事務・決済システム部 山本、稲葉、村木 TEL：03-6267-7523

³ 地方税統一QRコードの活用に係る検討会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/qrcode/>)

令和4年3月

指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する 経費負担に関する調査結果

1. 調査対象団体
都道府県、市町村・特別区
2. 調査時点
令和3年4月1日現在（経費の額に関するものは令和元年度決算）
3. 調査事項
 - 指定金融機関等※の指定状況
 - 指定契約に基づく経費負担の状況・支出額・見直し状況
 - 指定契約に基づく経費以外の指定金融機関等への支出額

※ 「指定金融機関等」地方自治法施行令第168条第6項の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに収納事務取扱金融機関

1. 指定金融機関等の指定状況

【令和3年4月1日現在】

	区分	普通銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	農林中央金庫	商工組合中央金庫	農業協同組合	漁業共同組合	信用農業協同組合連合会	信用漁業協同組合連合会	労働金庫	ゆうちょ銀行	その他	計
都道府県	指定金融機関	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	47
	指定代理金融機関	31	0	2	0	1	0	3	1	9	2	0	0	0	49
	収納代理金融機関	671	65	333	158	9	2	538	74	20	21	45	40	3	1,979
	収納事務取扱金融機関														

	区分	普通銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	農林中央金庫	商工組合中央金庫	農業協同組合	漁業共同組合	信用農業協同組合連合会	信用漁業協同組合連合会	労働金庫	ゆうちょ銀行	その他	計
市区町村	指定金融機関	1,195	0	197	15	0	0	288	1	4	0	0		1	1,701
	指定代理金融機関	743	11	253	42	1	1	333	6	9	7	24	14	4	1,448
	収納代理金融機関	6,745	333	2,765	1,292	16	11	1,636	131	65	237	878	1,237	49	15,395
	収納事務取扱金融機関	337	22	114	38	0	0	95	11	2	3	43	149	11	825

2. 指定契約に基づく経費負担の状況

指定金融機関等が指定契約に基づき行っている公金関係業務に係る経費について、

- ・ 指定金融機関に対し、その経費(費用)を全額支払っているのは、137団体(全体の7.7%)
- ・ 費用の一部を支払っているのは、1,460団体(全体の81.7%)
- ・ 一切の費用を支払っていないのは、179団体(全体の10.0%)

【令和3年4月1日現在】

	地方公共団体が 全て負担	地方公共団体が 一部負担	指定金融機関等が 全て負担	指定金融機関等 なし
都道府県 <47>	1 (2.1)	41 (87.2)	5 (10.6)	
市区町村 <1,741>	136 (7.8)	1,419 (81.5)	174 (10.0)	12 (0.7)
合計 <1,788>	137 (7.7)	1,460 (81.7)	179 (10.0)	12 (0.7)

3. 指定契約に基づく支出額

- 指定契約に基づいて地方公共団体が指定金融機関等に対して支出している額の合計は約230億円であり、都道府県の平均は約9,100万円、市区町村の平均は約1,200万円。
- 主な具体的な支出額としては以下のとおり。
 - ・ 口座振替手数料(総金額11,062,619千円、一団体当たりの平均支出額8,046千円)
 - ・ 公金データ管理・システム保守等
(総金額2,481,654千円、一団体当たりの平均支出額4,504千円)
 - ・ 窓口事務手数料(総金額1,339,348千円、一団体当たりの平均支出額2,106千円)

※ 参考：「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（事務局：全国銀行協会）において2018年10月に実施された調査によれば、金融機関における税・公金収納に係る主なコストは年間約62,200,000千円とされている（2019年3月「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」）。ただし、当該調査は抽出調査であり、統計情報として単純比較は困難である点に留意が必要。

【令和元年度決算ベース】

	地方公共団体の支出額合計	全部又は一部を負担している団体の一団体当たりの平均支出額
都道府県 <42>	3,823,087千円	91,026千円
市区町村 <1,555>	19,188,605千円	12,340千円
合計 <1,597>	23,011,692千円	14,409千円

支出額の具体的な内訳は次頁のとおり



<具体的支出額内訳>

【令和元年度決算ベース】
(単位:団体、千円)

	金額		都道府県			市区町村			一団体当たりの 平均支出額	(参考) 中央値	
			団体数	金額		団体数	金額			都道府県	市区町村
口座振替手数料	11,062,619	48.1%	37	632,420	16.5%	1,338	10,430,199	54.4%	8,046	2,554	845
公金データ管理・システム保守等	2,481,654	10.8%	30	504,045	13.2%	521	1,977,609	10.3%	4,504	5,652	197
窓口事務手数料	1,339,348	5.8%	22	138,988	3.6%	614	1,200,360	6.3%	2,106	3,838	485
派出業務委託料等	1,253,475	5.4%	6	54,442	1.4%	569	1,199,033	6.2%	2,180	5,974	1,389
定額(年額)払い	887,159	3.9%	8	32,737	0.9%	341	854,422	4.4%	2,542	2,502	400
インターネットバンキング等 利用手数料	538,742	2.3%	29	194,520	5.1%	307	344,222	1.8%	1,603	445	103
振込手数料	381,160	1.7%	3	2,399	0.1%	275	378,761	2.0%	1,371	713	134
その他	5,067,535	22.0%	36	2,263,536	59.2%	644	2,803,999	14.6%	7,452	9,518	170
合計	23,011,692	100.0%		3,823,087	100.0%		19,188,605	100.0%			

※注1 「一団体当たりの平均支出額」は、金額を全部又は一部を負担している団体の数(経費ごと)で除した平均値。

※注2 「その他」に計上している主な経費は(OCR利用手数料、需用費、証紙取扱い手数料、組戻手数料、賃借料)である。

※注3 「中央値」はデータ全体を大きさの順に並べ、中央にくる値。

4. 経費負担の見直しの状況

- 指定金融機関等が指定契約に基づき行っている公金関係業務について、
 - ・ 経費負担の見直しをしたことがない団体は、431団体(全体の24.1%)
 - ・ 経費負担について一部見直しを行ったことがある団体は、1,054団体(全体の58.9%)
 - ・ 経費負担の見直しの予定がある団体は、291団体(全体の16.3%)
- 見直しを行ったことがある主な経費は以下のとおり。
 - ・ 派遣業務委託料等(546団体、全体の30.5%)
 - ・ 窓口事務手数料(362団体、全体の20.2%)
 - ・ 口座振替手数料(317団体、全体の17.7%)

【令和3年4月1日現在】

	見直し未実施	一部見直し実績あり	見直し予定	指定金融機関等 なし
都道府県 <47>	6 (12.8)	40 (85.1)	1 (2.1)	
市区町村 <1,741>	425 (24.4)	1,014 (58.2)	290 (16.7)	12 (0.7)
合計 <1,788>	431 (24.1)	1,054 (58.9)	291 (16.3)	12 (0.7)

主な経費別の見直し状況は次頁のとおり



<主な経費別見直しの状況>

	団体数		都道府県		市区町村	
	数	割合	数	割合	数	割合
派出業務委託料等	546	30.5%	4	8.5%	542	31.1%
窓口事務手数料	362	20.2%	17	36.2%	345	19.8%
口座振替手数料	317	17.7%	20	42.6%	297	17.1%
振込手数料	258	14.4%	10	21.3%	248	14.2%
組戻・訂正手数料	200	11.2%	10	21.3%	190	10.9%
公金データ管理・システム保守等	62	3.5%	7	14.9%	55	3.2%
両替手数料	52	2.9%	1	2.1%	51	2.9%
小切手帳代・小切手取扱手数料	27	1.5%	1	2.1%	26	1.5%
定額（年額）払い	17	1.0%	0	0.0%	17	1.0%

5. 指定契約に基づく経費以外の指定金融機関等への支出額

指定契約に基づく経費以外の指定金融機関等への支出額のうち、地方債元利償還金の利子額及び一時借入金利息額の合計は約8,200億円であり、都道府県では一団体当たり約150億円、市区町村では一団体当たり約2億円を支出

【令和元年度決算ベース】

	地方公共団体の支出額合計	一団体当たりの平均支出額
都道府県 <36>	556,036,813千円	15,445,467千円
市区町村 <1,178>	264,063,913千円	224,163千円
合計 <1,214>	820,100,726千円	675,536千円

経費負担の具体的内訳は次頁のとおり



<具体的支出内訳>

【令和元年度決算ベース】
(単位: 団体、千円)

	金額		都道府県			市区町村			一団体当たりの 平均支出額	(参考) 中央値	
			団体数	金額		団体数	金額			都道府県	市区町村
地方債元利償還金(利子)	808,280,784	8.4%	30	556,002,770	8.3%	1,111	252,278,014	8.5%	708,397	11,034,292	32,448
一時借入金利息	11,819,942	0.1%	18	34,043	0.0%	347	11,785,899	0.4%	32,383	821	160
合計	820,100,726	8.5%		556,036,813	8.3%		264,063,913	8.9%			

【令和元年度決算ベース】
(単位: 団体、千円)

【参考】上記を除く地方公共団体の支出状況

	金額		都道府県			市区町村			一団体当たりの 平均支出額	(参考) 中央値	
			団体数	金額		団体数	金額			都道府県	市区町村
地方債元利償還金(元金)	7,439,482,321	76.7%	30	5,117,494,890	76.2%	1,111	2,321,987,431	77.8%	6,520,142	101,560,520	298,658
中小企業貸付預託金支出	799,804,863	8.2%	11	575,748,238	8.6%	423	224,056,625	7.5%	1,842,868	22,527,000	80,000
その他預託金支出	633,489,469	6.5%	14	464,810,646	6.9%	228	168,678,823	5.7%	2,617,725	10,073,049	44,450
利子補給金	1,240,874	0.0%	6	202,714	0.0%	94	1,038,160	0.0%	12,409	25,602	840
その他	4,907,423	0.1%	8	1,118,098	0.0%	86	3,789,325	0.1%	52,207	78,444	13,000
合計	8,878,924,950	91.5%		6,159,374,586	91.7%		2,719,550,364	91.1%			

※注1 「一団体当たりの平均支出額」は、金額を支出している団体の数(経費ごと)で除した平均値。

※注2 地方債元利償還金の元金及び利子は、「地方財政状況調査」(総務省調)における元金と利子の割合の3ヶ年(平成29年度~令和1年度)平均(90.2:9.8)で、地方債元利償還金の額を按分して試算したもの。

※注3 「中央値」はデータ全体を大きさの順に並べ、中央にくる値。

(参考) 「規制改革実施計画」 (令和3年6月18日閣議決定) (抄)

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組	a・b (略) c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。 d (略)	a・b (略) c, d:引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	a~ c:総務省 d:(略)

税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る
調査結果報告書

2021 年 3 月 16 日
一般社団法人全国銀行協会

<目次>

1. 調査の目的・方法	2
2. 調査結果.....	5
3. まとめ（総括）	7

1. 調査の目的・方法

(1) 検討の背景

当協会においては、2015年度から当協会を含む金融8団体¹の連名により、当局等に対し、税・公金の収納業務は国民経済全体としての効率化の余地が大きい領域との認識から、地方税納付の電子化、サービスの受益者負担の観点に立った経費負担の適正化等を要望してきた²。

また、政府の「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）において掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金の収納・支払の効率化を進めるため、2018年3月に「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）を設置し、官民が連携して行う取組みについて検討・整理を行ってきた³。

こうした状況であるところ、新型コロナウイルス感染症発生を契機にデジタル化の遅れが浮き彫りとなったこともあり、政府においてもデジタル庁設置等、行政手続のデジタル化の推進が政策課題となっている。

2020年10月22日に開催された第2回「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」⁴においては、地方公共団体の税・公金収納業務の効率化・電子化について、現行の紙の納付書による窓口収納に関する手数料が無償あるいは極度に低廉な水準であるが故に、税・公金収納業務の変革の必要性が認識されることなく、従前のまま存置され、必要な経費を金融機関に負担させていることが効率化・電子化の阻害要因となっており、手数料を徴求することで、効率化・電子化のインセンティブとすべきという趣旨の指摘もなされた。

また、2020年12月22日には「規制改革推進会議」において「当面の規制改革の実施事項」が取りまとめられ、「総務省は、地方公共団体と指定金融

¹ 一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国労働金庫協会、農林中央金庫および一般社団法人全国銀行協会の8団体。なお、一般社団法人全国地方銀行協会においては、2007年度から経費負担の適正化等について要望を行っている。

² 各先宛の要望書は全国銀行協会のウェブサイト(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/opinion/>)に公表されている。

³ 勉強会において取りまとめた調査レポートは、全国銀行協会のウェブサイト (<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>) に公表されている。

⁴ 会議資料および議事録は、内閣府ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/meeting.html>) に公表されている。

機関等の収納業務の効率化・電子化を促進する観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」⁵とされた。

上記経緯を踏まえ、当協会においては、税・公金収納の効率化・電子化を促進するためには、阻害要因との指摘もある現状のコスト・手数料の実態を調査し、具体的な情報を提供することで、関係者の理解促進・協議の円滑化に資するため、金融庁、公正取引委員会とも協議のうえ、税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査アンケートを実施した⁶。

本調査結果報告書は、これを集計・分析したものとなる。

(2) 調査内容

① 窓口収納に係るコスト調査

対象会員が指定金融機関および収納代理金融機関として地方公共団体に代わって行う税・公金収納業務におけるコストのうち、窓口収納の1件当たりコストについて、対象会員担当者によるアンケート調査票への記入により調査した。

② 窓口収納に係る手数料調査

対象会員が指定金融機関として地方公共団体に代わって行う税・公金収納業務における手数料のうち、窓口収納の1件当たり手数料について、対象会員担当者によるアンケート調査票への記入により調査した。

⁵ 第9回規制改革推進会議資料2「当面の規制改革の実施事項」5頁 (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20201222/agenda.html>)

⁶ 業界として収納業務に係る経費負担のあり方について取り組むことに関する独占禁止法上の考え方は、2021年2月16日に開催された第8回「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」において、公正取引委員会から、「全銀協等が会員銀行に対して差別的でもなく、また、強制的でもないやり方で収納業務のデジタル化の推進という社会公共的な目的の一環として、電子と紙で差を設けるなど、地方公共団体と手数料の交渉を行うよう要請することは、独占禁止法上問題となるものではないと考えられる。また、地方公共団体と交渉するために、収納業務にかかる手数料やコストの実態を把握することについては、全銀協等がこれを調査し、調査結果を一般に公表する際には、当該調査結果を客観的に統計処理すること、個々の会員銀行の手数料情報を明示しないことなどの措置を講じ、会員銀行間に現在、または将来の価格についての水準を示すなど、共通の目安を与えることのないように留意することで独占禁止法上問題となるものではないと考える」という見解が示されている。

(3) 調査設計

① 窓口収納に係るコスト調査

- ・調査対象 : 2021年2月2日時点で全国銀行協会の正会員である
預金取扱金融機関
- ・対象会員数 : 115 先
- ・回答会員数 : 107 先 (回答率 : 93.0%)
- ・有効回答数[※] : 100 先 (有効回答率 : 86.9%)
- ・調査時期 : 2021年2月2日～2021年2月26日

※コスト算出不可の回答、および税・公金の取扱いがないとして回答があった先を除外している。

② 窓口収納に係る手数料調査

- ・調査対象 : 2021年2月2日時点で全国銀行協会の正会員である
預金取扱金融機関
- ・対象会員数 : 115 先
- ・回答会員数 : 107 先 (回答率 : 93.0%)
- ・調査時期 : 2021年2月2日～2021年2月26日

2. 調査結果

(1) 窓口収納に関するコスト

調査の結果、対象会員のうち 100 行から有効な回答があり、当該行が窓口収納に関して要する 1 件当たりコストの平均値・中央値⁷は次のとおりであった。

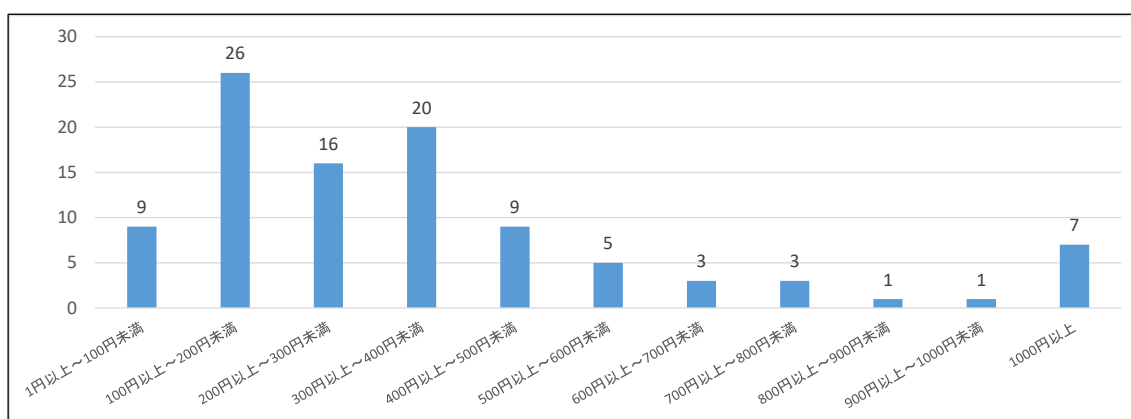
・平均値 : 401.39 円

・中央値 : 296.80 円

また、対象会員が窓口収納に関して要する 1 件当たりコストの分布は図 1 のとおりであった。

1 件当たりコストについては、100 円未満という回答会員は 9 % であり、100 円以上の回答が全体の 90% 超を占めていることが確認された。

【図 1 : 窓口収納に関する 1 件当たりコストの分布 (N=100)】



⁷ 中央値 (メジアン) とは、データを大きさの順に並べたとき全体の中央に位置する値のことである。

(2) 窓口収納に関する手数料

調査の結果、回答会員から、窓口収納に関して地方公共団体から徴収している1件当たり手数料について、891団体分の回答があった。

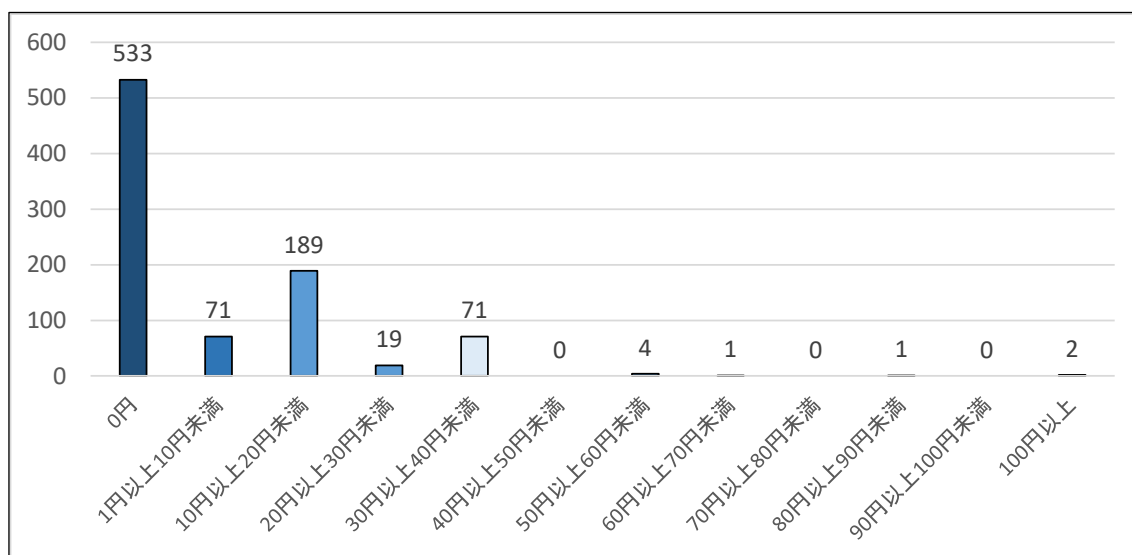
これらの平均値・中央値は次のとおりである。

- ・平均値 : 8.88 円
- ・中央値 : 0 円

また、回答会員が地方公共団体から徴収している1件当たり手数料の分布は図2のとおりであった。

1件当たり手数料については、0円の割合が約60%を占めており、0円以上40円未満で全体の99%超を占めることが確認された。

【図2：窓口収納に関する1件当たり手数料の分布 (N=891)】



3. まとめ（総括）

調査結果から、対象会員が地方公共団体から徴求している手数料は、税・公金収納に係るコストに比して、非常に低廉であることが具体的に確認された点で、今般のアンケート調査は意義のあるものである。

当協会は、今般の調査結果により、関係当事者間での協議が促進されることを期待している。

なお、本調査については、窓口収納に係る全体的な傾向を調査・把握するためにすべての対象会員について、同様の内容でアンケートを実施しており、個別の対象会員固有の事象については、一部捨象されている可能性があるため、ご留意いただきたい。

以 上